

第七號 調査票

(工場)



◎第 號

昭和 年十二月末日現在

工場番號

※

本報査票ハ當該官廳ニ於テ秘密ノ取
査票モノトス
三通提出スベシ
年月未日迄ニ提出スベシ
年月提出

工業主
住所及氏名
又ハ名稱
捺印

工場名	主要事業			
工場所在地	敷地總坪數			
種類	構造別	棟數	建坪	延坪
作業場及倉庫ノ建物				
外輸部輸送ノ状況	陸路スル停車場、幹線道路、河川、運河又は港湾の名稱欄	陸路ニ使用スル機器又ハ設備ノ種類	停車場又ハ設備ノ種類	停車場又ハ設備ノ名稱
備考				

本調査票ニ記入シ又ハ本調査票ト同一調査票ヲ追加使用スル但シ追加葉数ヲ明ニ記入スベシ

葉中第一葉

記入注意

一般事項、調査の時期、工場名、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印欄の記入付ては第一號乙及第三號乙記入注意參照

二 工場敷地總坪數

坪單位とし坪未満は切捨つべし

三 作業場及倉庫の建物

1 作業場は例へば原圖場、木型場、機械工場、組立工場等の如く作業の種類に依り區別して記入すべし

2 倉庫は例へば材料庫、製品庫、石炭庫、燃料油庫、物置等の如く用途に依り區別して記入すべし

3 構造別欄には建物の構材及層數に付例へば鐵骨亞鉛板張平屋建、鐵筋コンクリート二階建等の如く記入すべし

4 棟數、建坪及延坪を記入すべし

四 外部との連絡聯絡狀況

1 聯絡する停車場、幹線道路、河川、運河又は港湾の名稱欄には例へば汐留駅、京濱國道、神戸港等の如く記入すべし

2 聯絡に使用する機器又は設備の種類欄には例へば引込線、船舶、自動車、コンベヤ、架空索道等の如く記入すべし

3 停車場又は港湾に至る距離欄には例へば汐留駅へ一秆、神戸港第一突堤へ二秆等の如く記入すべし

工場調査規則

(昭和四年十一月十七日)

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工場調査規則左ノ通定ム

工場調査規則(抄)

第二條

左ノ各號ノニ該當スル工場ノ工業主へ工場毎ニ毎年調査票第一號乙、第二號乙及第三號乙各四通

ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ(該當工場略)

第三條

前條ニ規定スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第四號乃至第七號各三通ニ該當事項ヲ調査記入

シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ調査票ニハ様式第一號ニ準シテ作製シタル其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得

第十條

鐵業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場及官公立工場ニハ本則ヲ適用セズ

(参照)

昭和四年十一月法律第五十三號資源調査法(抄)

第一條 政府ハ人の及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告

ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範囲、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ規定ニ依り命セラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタ

ル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ職務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員

第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前